

審査項目及び審査基準

審査項目		配点	係数	審査基準
大項目	小項目			
申込事業者の状況	1 申込事業者の事務遂行体制・信頼性	5点	×2	・申込事業者が企画提案事業を遂行するにふさわしい体制を有しているか ・申込事業者がこれまで企画提案内容と同種の事業を実施してきた実績があるなど、信頼性を有しているか
	2 申込事業者の財務・経営状況	5点	×2	申込事業者の財務、経営状況は十分で、安定しているか
活用計画及び整備計画の内容	3 活用計画の実現性・安定性	5点	×4	・実施体制や資金計画、関係法令等に基づいた実現性の高いものであるか ・長期収支計画等に基づいた安定性、将来性のあるものであるか
	4 福祉を目的とする事業への評価	5点	×4	福祉施設の利用に供する計画は、事業の目的や社会的な意義から福祉の増進に資するものか
	5 災害への対策	5点	×2	洪水浸水想定区域内であることを踏まえ、安全の確保に努めるものであるか
	6 本市施策への貢献度	5点	×2	SDGsの推進及び「はばたけ未来へ！京プラン(第2期)」(重点戦略「いのちとくらしを守る戦略」等)に資するものであるか
	7 地域経済への貢献度	5点	×2	新たな雇用の創出、市内事業者(京都市内に主たる事務所を有するものに限る。)や地元産材の活用につながるものであるか
	8 地域との良好な関係の構築	5点	×2	地域コミュニティの活性化等、地域との良好な関係の構築に資するものであるか
価格評価	9 貸付希望価格の多寡	10点		次の計算式により得た得点(小数点以下切り捨て) $\frac{\text{貸付希望価格} - \text{最低貸付価格}}{\text{最高額の貸付希望価格} - \text{最低貸付価格}} \times 10$ 注 本物件の一部を地元利用等に供する提案があったときは、その提案を踏まえ公平に採点するため、次の1及び2のとおり算出する。 1 最高額の判定は、貸付希望価格に「(全体の面積－地元利用に供する面積)÷全体の面積」(＝A)を掛けたもので行う。 2 貸付希望価格及び最低貸付価格は、Aを掛けて算出する。
合計		110点		

※ 最高点数(ただし66点以上)を獲得した事業者を有効活用事業者とする。

※ 合計点数が66点未満及び各項目において審査委員の過半数が不适当(0点)と判断した

場合、又は最低価格を下回る応募、故意に虚偽のある応募については、当該申込者を失格とする。

(評価の基準)

5点 非常に優れている、非常に期待できる、非常に貢献度が高い

4点 優れている、期待できる、貢献度が高い

3点 概ね妥当である、適切である、貢献する

2点 不十分な点がある、あまり期待できない、あまり貢献しない

1点 評価すべき点はない、ほとんど貢献しない

0点 条件を満たしていない